

盛土規制法

区域指定日（令和7年4月1日）をまたぐ工事の対応について

宅地造成等規制法が抜本的に改正され、「宅地造成及び特定盛土等規制法」（通称：盛土 規制法）が新たに定められました。高崎市では、盛土規制法に基づく規制区域を令和7年4月1日に指定し、運用を開始します。

令和7年4月1日時点で、土地の形質の変更、土石の一時的な堆積（※裏面参照）の工事を行っている場合は、**令和7年4月22日までに届出をする必要があります**ので、手続きに漏れないようご注意ください。

旧法に基づく宅地造成工事規制区域内で旧法の許可若しくは、同区域内で都市計画法の開発許可を取得している場合及び災害の発生のおそれのないと認められる工事（※裏面参照）は、届出は不要です。

なお、届出を行うのは工事の発注者です。ストックヤードなど、土砂の仮置きをしている場所については、その場所を管理している者が行います。

届出書の添付書類

届出書（国別記様式第十五、十六）に下表の図面等を添付の上、1部提出してください。

図面の種類	明示すべき事項	
位置図	・縮尺（1/10,000以上） ・方位 ・道路及び目標となる地物	
地形図	・縮尺（1/2,500以上） ・方位 ・土地の境界線	
土地の平面図	【土地の形質の変更】 ・縮尺（1/2,500以上） ・方位 ・土地の境界線 ・盛土又は切土をする土地の部分 ・崖 ・擁壁 ・崖面崩壊防止施設 ・排水施設 ・地滑り抑止杭又はグラウンドアンカー その他の土留の位置	【土石の一時的な堆積】 ・縮尺（1/500以上） ・方位 ・土地の境界線 ・作業構台等 ・空地の位置 ・柵等の位置 ・排水施設 ・土砂の流出防止措置
現地写真	2箇所以上から撮影 （下記に該当するものに限る）	
	【土地の形質の変更】 ① 盛土で高さが2m超の崖を生じるもの ② 切土で高さが5m超の崖を生じるもの ③ 盛土と切土を同時に行い高さが5m超の崖を生じるもの ④ 盛土で、高さ5m超となるもの ⑤ 盛土又は切土で、面積が3,000m ² を超えるもの	【土石の一時的な堆積】 ① 堆積する高さが5m超で、面積が1,500m ² を超えるもの ② 面積が3,000m ² を超えるもの

提出窓口

高崎市 建設部 開発指導課
開発指導担当（庁舎11階）
〒370-8501 高崎市高松町35番地1
TEL：027-321-1356



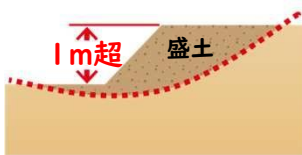
高崎市 盛土規制法



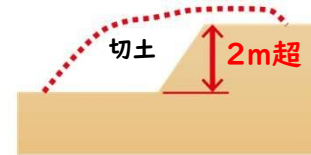
届出が必要となる盛土等の規模

〈土地の形質の変更(盛土・切土)〉

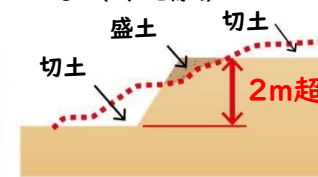
1 盛土で高さが1m超の崖を生じるもの



2 切土で高さが2m超の崖を生じるもの



3 盛土と切土を同時に行い高さが2m超の崖を生じるもの(1, 2を除く)



4 盛土で高さが2m超となるもの(1, 3を除く)

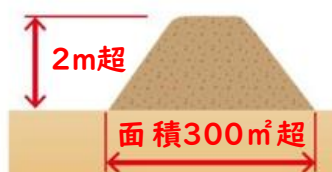


5 盛土又は切土をする高さが1m超かつ面積が500㎡超となるもの(1~4を除く)

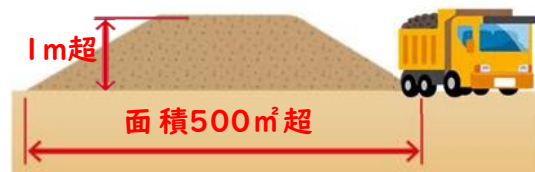


〈一時的な土石の堆積〉

6 最大時に堆積する高さが2m超かつ面積が300㎡超となるもの



7 最大時に堆積する高さが1m超かつ面積が500㎡超となるもの



※「崖」とは、地表面が水平面に対し30°を超える角度をなす土地で、硬岩盤(風化の著しいものを除く)以外のものをいいます。

災害の発生のおそれがないと認められる工事

政 令 第5条	第1項 鉱山保安法	鉱物の採取(鉱業上使用する特定施設の設置に係る工事等)
	第2項 鉱業法	鉱物の採取(認可を受けた施業案の実施に係る工事等)
	第3項 採石法	岩石の採取(認可を受けた採取計画に係る工事等)
	第4項 砂利採取法	砂利の採取(認可を受けた採取計画に係る工事等)
省 令 第8条	第1項 土地改良法	土地改良事業(農業用排水施設の新設等)、土地改良事業に準ずる事業
	第2項 火薬類取締法	火薬類の製造施設の周囲に設置する土堤の設置等
	第3項 家畜伝染病予防法	家畜の死体等の埋却
	第4項 廃棄物の処理及び清掃に関する法律	廃棄物の処分等
	第5項 土壤汚染対策法	汚染土壌の搬出又は処理等
	第6項 平成23年3月11日に発生した東北地太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故により放出された放射性物質による環境の汚染への対処に関する特別措置法	廃棄物若しくは除去土壌の保管又は処分
	第7項 森林の施業を実施するために必要な作業路網の整備に関する工事	
	第8項 国、地方公共団体、次に掲げる法人が非常災害のために必要な応急措置として行う工事 ・ 地方住宅供給公社、土地開発公社、日本下水道事業団、独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構、独立行政法人水資源機構、独立行政法人都市再生機構	
	第9項 宅地造成及び特定盛土等に関する工事のうち、高さが2メートル以下であって、盛土又は切土をする前後の地盤面の標高の差が30センチメートルを超えないもの	
	第10項 次に掲げる土石の堆積に関する工事 ・ 土石の堆積を行う土地の面積が300㎡を超えないもの ・ 土石の堆積に関する工事のうち、高さが2メートル以下であって、盛土又は切土をする地盤面の標高の差が30センチメートルを超えないもの ・ 工事の施行に付随して行われる土石の堆積であって、当該工事に使用する土石又は当該工事で発生した土石を当該工事の現場又はその付近に堆積するもの	

高崎市では、施行細則で1mを超えないものと規定

※ 該当するか不明な場合はご相談ください。